

重機作業に伴う 「作業計画書」について

安衛法違反の過去事例

平成26年静岡県内における死亡災害事例

労基署	発生年月日	業種	起因物型	発生状況
三島	平成26年 12月23日（火） 8時～9時	土木工事業	掘削用機械 激突され	<p>寺の敷地の法面造成工事において、バックホウに専用のつり具を用い、37kgのブロック28個を高さ約4.5m位置から下ろす作業を行っていたところ、重機がバランスを崩し転落した。下方にいた労働者に重機のバケットが激突し死亡した。</p> <p>なお、当該重機は移動式クレーン仕様であるが、災害発生時はクレーンモードにしておらず、定格荷重0.9t（作業半径7.3m）に対して約1.3tの荷（つり具を含む）を吊っていた。</p>

元請責任

安衛法第30条第1項第5号 違反の疑い
(主要な機械等の配置に関する計画作成がなされていない)

起訴猶予処分

両罰規定

被疑者死亡で
不起訴処分

(元請 A 社)



現場代理人
(死亡)

(下請 B 社)

罰金30万円

両罰規定

罰金20万円



職長



重機オペ
(重傷)

罰金20万円

安衛法第61条第2項
「就業制限」違反
(無資格運転)

事業者責任

安衛法第20条第1項 違反
(移動式クレーンの転倒等による危険防止のため、作業方法が定められていない)

「事業者」の講ずべき措置等

【安衛法 第20条第1項】

第1号 事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※ ポンプ車、機体重量3 t以上の車両系建設機械、吊上げ荷重3 t以上の移動式クレーンを使用する場合のみ元請にチェック依頼

① 作業場所の調査



② 「作業計画」の作成



③ (元請にチェック依頼※)



④ 関係労働者に周知

車両系荷役運搬機械 【安衛則第151条の3】

車両系建設機械 【安衛則第155条】

高所作業車 【安衛則第194条の9】

移動式クレーン 【クレーン則第66条の2】

「**特定元方事業者**」等の講ずべき措置等

【安衛法 第30条第1項】

特定元方事業者は、労働災害を防止するため次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

第5号 主要な機械の配置計画、関係請負人への指導



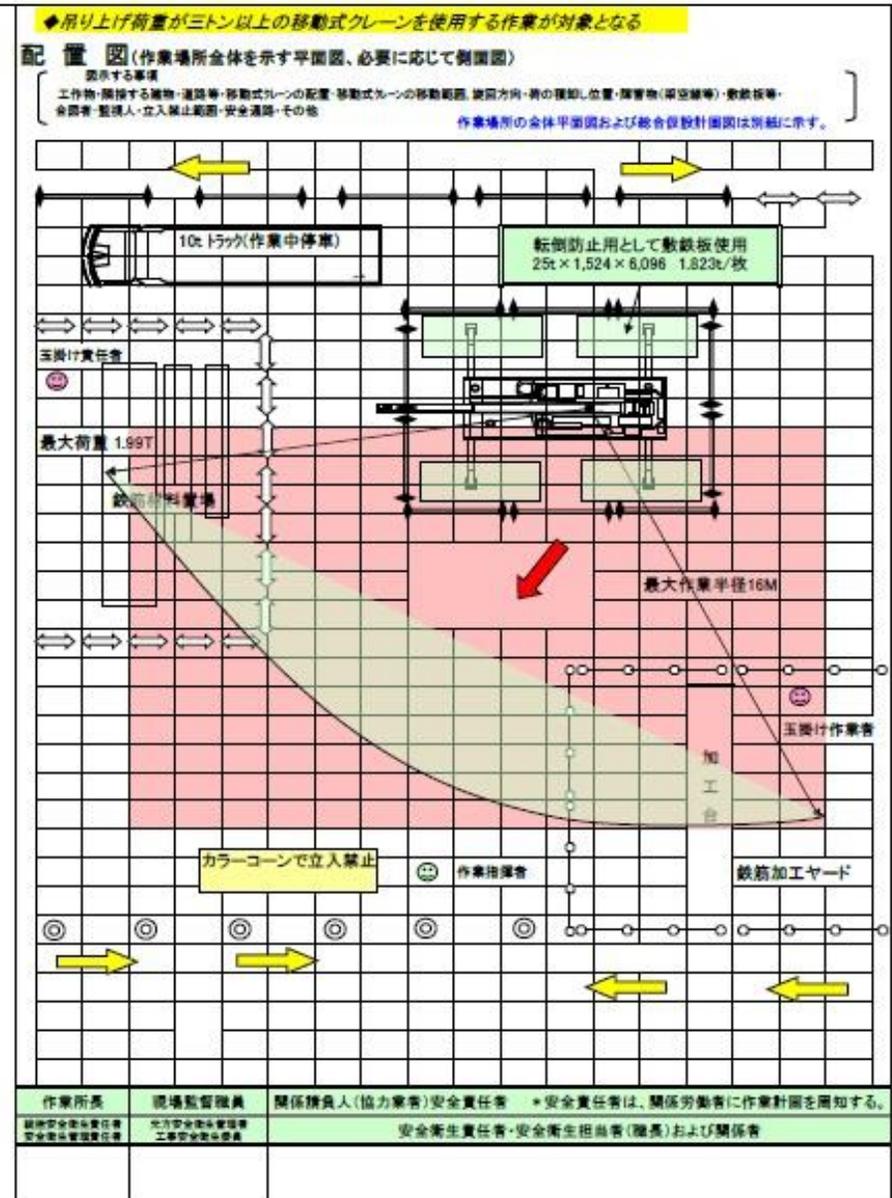
「施工計画」の作成



下請業者作成の作業計画が関係法令及び「施工計画」に適合しているか確認、必要な場合に指導

作業計画書の作成例

移動式クレーン		作業計画書	
トラッククレーン・ラフタークレーン・クローラークレーン・車両積載型クレーン・クローラータワークレーン・その他		年月日	
工事名	〇〇マンション作業所		作成者 建設 太郎
使用機械	型 式	タダノ TL-250M	最大作業半径時の定格荷重 24m 1.25 t (吊钩位置)
	最大吊上げ荷重	25 t	クレーン所有会社 静岡 クレーン ㈱
	最大地上揚程	31.5 m	クレーン運転者 静岡 太郎
作業期間	26年 1月 15日 ~ 26年 1月 22日		
選任・指名	作業指揮者	兼者 太郎	作業指揮者
	作業指揮者	兼者 次郎	作業指揮者
	玉掛け責任者	兼者 一郎	玉掛け責任者
作業方法	吊り装置	鉄筋材 φ13~φ32 L=3.5m~8.0m	
	重量・員数	最大荷重 約2.0t 15束	
	玉掛けワイヤーロープ等	■ワイヤーロープ(16~22mm) ■ベルトスリング □チェーン □その他	
	玉 掛 け 方 法	■(2)点吊 □目通し吊() □吊治具(シャックル) ■介絡ロープ	
	合 図 の 方 法	□手 □旗 □笛 ■無線 □その他()	
転倒防止および危険防止	□地盤改良 □長質土盛替 ■敷鉄板 □皿板 □その他()		
	上部旋回体範囲内立入禁止措置 □バリケード □ロープ ■カラーコーン □警視人 □その他()		
	クローラークレーン移動範囲内立入禁止措置 □バリケード □ロープ □カラーコーン ■警視人 □その他()		
法 規 崩 壊 防 止 対 策	■該当無し □有り()		
地下埋設物防護対策	■該当無し □有り()		
架空線接触距離	(6.0)m	架空線防護	■有 □無 監視人 ■要 □不要
作業内容	全重量約2.7tの鉄筋材を材料置場から加工場へクレーンを使用して移動する。(吊钩距離16m)		
	最長鉄筋 φ16 L=8m 最大吊り荷重 約2.0t		
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> クレーン運転手と玉掛け者は、合図の方法を作業開始前に確認すること 玉掛け者は、材料は台木に荷下し、無理にワイヤーを引き抜かないこと。 玉掛け者は、介絡ロープを必ず使用し、荷の横揺れを防ぐこと。 玉掛け責任者は、支給ワイヤーの認定品を使用すること！ 		
指示・指導事項	<ul style="list-style-type: none"> 玉掛け責任者は、吊り荷の下への立入禁止措置を実施すること。 クレーン運転手は、アウトリガーを最大張出し、ロックピンで固定すること。(中間張出しで使用する場合は、張り出しの性能で作業計画する) クレーン運転手は、安全装置の機能を停止させた運転は禁止すること。 クレーン運転手は、定格荷重の厳守する。警報が鳴ったら停止すること。 最大荷重や最大作業半径が変更になった場合は、作業を中断し吊り能力の確認をすること。 作業指揮者は、作業開始前に作業内容を関係者に周知すること。 		



以上